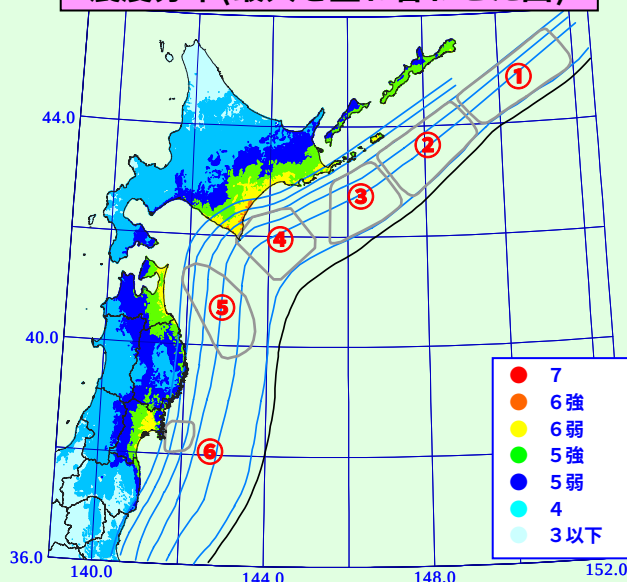


本活動要領は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震によって甚大な津波被害が発生したとき等の主として政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化したもの

背景

- 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱」（平成18年2月）において、活動要領を策定することを規定。
- 対象地震：
8つの日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

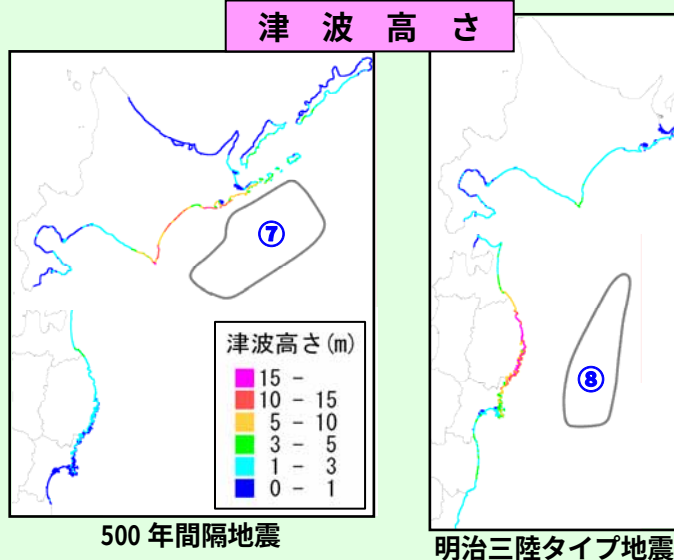
震度分布(最大を重ね合わせた図)



【対象地震】

- 強震動及び津波**
- ① 択捉島沖の地震
 - ② 色丹島沖の地震
 - ③ 根室沖・釧路沖の地震
 - ④ 十勝沖・釧路沖の地震
 - ⑤ 三陸沖北部の地震
 - ⑥ 宮城県沖の地震
- 津波のみ**
- ⑦ 500年間隔地震
 - ⑧ 明治三陸タイプ地震

津波高さ



政府の活動体制

- 緊急災害対策本部又は非常災害対策本部の設置
 - ・被害の状況及び災害応急対策の実施状況の把握
 - ・災害応急対策の実施に関する総合調整
- 緊急災害現地対策本部又は非常災害現地対策本部の設置^(注)
 - ・地震ごとに最も大きな被害が見込まれる道県内に設置
(北海道：根室沖・釧路沖の地震、十勝沖・釧路沖の地震、500年間隔地震、岩手県：三陸沖北部の地震、明治三陸タイプ地震、宮城県：宮城県沖の地震)
 - ・現地における被災状況のとりまとめ
 - ・被災地内における広域的な資源配分等の調整



(注) 現地における被災情報のとりまとめや、災害応急対策の調整を迅速かつ的確に実施するため、現地対策本部を置くことができるものとした。その他、択捉島沖の地震、色丹島沖の地震で非常災害対策本部を設置することが必要な程度の被害が見込まれる状況の場合には、現地対策本部の設置場所は北海道とすることとした。

主な応急対策活動

各省庁等の役割を明記

○救助・救急・医療・消火活動

(警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁、厚生労働省、文部科学省)

＜関係道県に対する広域的応援＞

- ・救助・救急活動の実施及び要員の派遣
- ・災害派遣医療チーム(DMAT)・救護班の派遣、広域医療搬送
- ・非被災道県に対する消防応援の要請



○緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(警察庁、国土交通省、海上保安庁、水産庁、防衛省、消防庁)

＜交通の確保＞

- ・道路交通規制、除雪
- ・道路の応急復旧
- ・航路障害物の除去



＜緊急輸送活動＞

- ・自動車運送事業者等に対する緊急輸送の要請
- ・船舶、航空機を用いた緊急輸送



○食料、飲料水等の調達

(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁、防衛省、海上保安庁)

- ・主要な物資を中心とした調整体制の整備
- ・緊急度、重要度に応じた調達活動



※活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画については今後とりまとめ